

令和 6 年 5 月 11 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13375

研究課題名（和文）分割的因果関係論による責任成立論・減責論・求償論への包括的アプローチの可能性

研究課題名（英文）Divisibility of causation in tort law

研究代表者

大澤 逸平（OHSAWA, Ippei）

専修大学・法務研究科・教授

研究者番号：40580387

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、不法行為法における因果関係の判定にあたって、因果関係の有無をオールオアナッシングで判定するのではなく、割合的に把握することの可能性について、フランス法との比較を試みるものであった。フランス法の議論を参考に、法的な因果関係論も事実に基礎を持つべきものであると考えるならば、隣接科学における蓋然性による因果関係把握のあり方を受け止める必要性が強く示唆される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、不法行為法における因果関係の判定にあたって、因果関係を割合的に把握することの可能性について、フランス法との比較を試みるものであった。フランス法の議論を参考に、法的な因果関係論も事実に基礎を持つべきものであると考えるならば、隣接科学における蓋然性による因果関係把握のあり方を受け止める必要性が強く示唆される。これによって、因果関係の判定に於ける法の独善を防ぎ、社会が獲得した科学的知見を適切に反映することが期待できる。

研究成果の概要（英文）：This research was aiming for the existence of causation in tort law as a probability increased of the result by the conduct, opposing to the traditional theory according to which the existence of causation should be total or not. The arguments in the French law suggest that the notion of causation in the law should have its basis in the fact, so that the legal theory should be more attentive to the fruits of the other sciences about the causation.

研究分野：民法

キーワード：民法 不法行為法 フランス法 因果関係

1. 研究開始当初の背景

不法行為法学においては、平井宜雄『損害賠償法の理論』(1971)以来、因果関係をめぐる議論の進展が見られる。もっとも、かかる議論においては、ごく一部の例外を除き、次のような前提が共有されている。すなわち、ある行為とある損害との間に「因果関係あり」とされれば、当該行為から生じた損害について責任を負う者は、発生した損害の「すべて」について責任を負う、というのである(以下では「因果関係不分割論」という)。

しかしこの理解には、二つのレベルで問題がある。第一に、原理上の問題である。結果であるところの損害からみれば、当該行為は結果の一原因に過ぎない。あらゆる結果は、加害行為だけでなく、それをとりまく様々な前提事情によって生じるからである(たとえば、「AがBを崖から突き落とし、Bが頭部を骨折して死亡した」というとき、Aが崖から突き落としたことが結果の発生に関与していることは明らかであるが、かかる被害が発生するためには、「Bが崖の上にいる」、「B(あるいは人間)の頭部が落下の衝撃に耐えられないほど脆弱だった」、ひいては「Bが人間として存在した」ことまで、数多の前提事実が必要である)。それにもかかわらず、その原因の一つを作り出したに過ぎない行為者が発生した結果のすべてについて責任を負うという因果関係不分割論が正当化されるのか、十分検証されているとは言えない。

第二に、具体的な解釈論上の問題である。前述のように、加害者と被害者との間では、原則として加害者が(原因の一部にしか関与していないにもかかわらず)全責任を負うことになるのに対して、被害者に過失や損害発生に寄与する事情(いわゆる素因)が存在する場合や、複数の加害者ないし責任主体が存在する場合においては、発生した損害の負担を複数の主体に分割する必要が生じる。しかしながら、因果関係不分割論は、この点について無力である。けだし、因果関係不分割論は、あらゆる「原因」に結果のすべての責任を負わせるが、結果を各責任主体に分割する論理は持ち合わせていないからである。そこで学説は責任の分割は過失や違法性の大小による、と説明することになるが、これは責任成立論と責任分割論を別の原理で処理することとなり、理論的に一貫しない。また、「寄与度」という概念も主張されるが、これは因果関係に関する評価概念として再構成する余地があるように思われる。

かくして本研究は、上述の議論が抱える問題点の核心ないし原因は、因果関係不分割論にあると考える。そうすると、原因と結果との関係が可分なものであると考える(「因果関係分割論」という)ことによって、前述の諸課題に対して包括的に解決を与える可能性を模索すべきであるように思われたのである。

とはいえ、因果関係分割論を採用することであらゆる問題が直ちに解決可能であるとは思われない。前述のように、ある結果の原因には無数のものがある。その場合において、「他にも原因がある」ことをもって行為者がごくわずかな責任しか負わないとの結論を支持することはできないだろう。そうであるとすると、加害行為以外にも原因がある「にもかかわらず」すべて(ないし大部分)の損害について責任を負うことの説明を要することになる。そうであるとすると、因果関係分割論を採用することは必然的に、因果関係によって解決不可能な領域を明らかにすることにつながる。また、そのような領域においてどのような概念・考え方によって問題に対峙すべきか、手がかりを掴むことも必要である。

2. 研究の目的

以上のような背景のもと、本研究は、不法行為の成立要件レベルの解決及び減責・求償レベルにおける解決を全体として統一的に説明しうるものとしての因果関係概念の有用性及び限界を測定することを目指すものであった。

かかる目的のもと、本研究は次の点に留意したアプローチを行うこととした。

すなわち第一に、不法行為の成立要件論と減責・求償論を因果関係概念の見直しから包括的に捉え直すというアプローチをとることである。これによって、広く支持されている因果関係理解の相対化、深化が図られることが期待できることはもちろん、ある行為と結果との因果関係が承認されることと、その結果が行為者に帰責されるメカニズムとの関係を解明することにつながる。ことが期待できる。

第二は、比較法的な素材としてフランス法を参照することである。因果関係をめぐってフランス法を参照したものは多くない。このように先行研究が少ないこと背景には、因果関係論についてこれまでフランスにおいて議論が必ずしも盛んでなかったことがあるが、近時においては因果関係論がフランスでも注目を集め、いくつかの博士論文も出版されているし、民事責任法の改正に向けた議論の展開もある。その意味で、参照に値する議論の蓄積が見られる。加えて、フランス法の因果関係論には興味深い特徴が見られるように思われた。すなわち、フランス法における因果関係論の特徴は、いわば「結果から見た」因果関係論である点にあるとみられるのに対して、これまで日本法で発展してきた因果関係論は、「ある行為から発生した後続の影響のどこまでを行為者に帰責できるか」という、いわば「行為から見た」因果関係論であった。その結果、「他の原因」に対する視点は希薄になりがちではなかったか。本研究は、因果関係論について、これまでの研究と視点を転換することによって、従来の研究において見落とされがちであっ

た問題に着目しようとする点で独創性がある。とりわけ、従来の研究においてないがしろにされがちであった加害者間の求償について、理論的整備、発展へ貢献することが期待できる。

3. 研究の方法

以上のような研究の目的の達成のため、まずはフランス法における因果関係をめぐる学説史的研究を通じて、フランス法における因果関係概念の背景やその特徴、そして射程を明らかにすることが第一の目標であった。すなわち、研究開始当初は、フランスにおける因果関係論の文脈及びその特質を理解するため、学説史の整理を行う。フランス法における因果関係理解として「等価条件説」と「相当因果関係説」が対立するとされるのが一般的だが、両者がどのような場面でどのような対立をもたらすものとして位置づけられているのかを検討する。これによって、前述のようにフランス法の特徴であると応募者がみつもっているところの、結果から遡及していく因果関係論が成立する背景事情及びその射程を明らかにすることができるだろう。

その上で、因果関係分割論の意義及び限界を明らかにすることが続いている目標となる。すなわち、フランスにおける因果関係概念の展開を踏まえて、さらに因果関係と帰責のメカニズムについて掘り下げた検討を行う。因果関係分割論を採用しつつ過失ある者が損害のすべてを発生することを正当化する論理としては、たとえば、自身に帰責される原因行為が不法行為だから、という説明が考えられる。すなわち、不法行為が原因であることに帰責上特別な地位を与えることで、因果関係のない行為への帰責を正当化する方法である。また、自己の行為と他の原因との影響力、相互関係に求めることも考えられる。このような見解が成り立ちうるのかどうか、近時の議論状況、とりわけ民事責任法の改正をめぐる動向に注意を払いつつ検討する。これによって、因果関係分割論の意義及び射程を明らかにする、というのが研究開始時における目算であった。

4. 研究成果

本研究は上記のように、まずフランス法における学説史の研究から出発しようとしたものであったが、本研究の期間はコロナ禍の時期と重なり、そこではまさに現在進行形で因果関係論の問題が生じるものであった。そのようななかで、フランス人研究者との共同研究会において報告の機会を得、その際には、日本法の議論のあり方や着眼点についても整理することに努めた（その成果物として、Ippei OHSAWA, *La responsabilite civile des <entrepreneurs>; en cas de contamination par la Covid-19*, *Les Cahiers Louis Josserand de l'Universite Lyon 3*, 2022, en ligne）。同報告においては、感染対策とされる各種の措置（マスクの着用や換気など）を講じないことが契約責任や不法行為責任における責任の成否や範囲に及ぼす影響を検討したものであり、従前の日本法における議論状況の延長線上に近時の状況を位置づけることを試みたものである。この報告はあくまで同一の法制度を共有しない他国の研究者との議論のためのものであって、わが国の議論状況との関係で新たな視角や議論を提供することを目的としたものではないが、外国法との比較においてわが国の解決の特色を明らかにする点で、我が国において結果発生に複数の要因が寄与する場面の解決につき、どのような概念・枠組みにどのような役割を担わせているのかを明らかにする作業の一端を行った。

このような機会を得たことをきっかけとして、フランス法における因果関係論のなかでも、分割的因果関係という当初本研究の中心的課題に据えていた点よりもむしろ、現代における解釈論上の諸課題の解決に当たっては因果関係の事実性とその規範性・評価性とをどのように接合させるか、という観点からの分析が有用であると思われ、とりわけ、近時の因果関係論における科学的判断と法的判断との関係をめぐる議論のあり方にさらなる検討の必要性を見いだすこととなった。そこで、これをめぐる研究成果の一端として、日仏法学会総会（2023年2月）において「フランスにおけるB型肝炎ワクチン接種関連訴訟と因果関係論」と題する報告を行った。同報告においては、フランスにおいて2000年代に多くの訴訟が提起されて学説や実務において盛んな議論の対象となった、B型肝炎ワクチン接種による副作用の発生をめぐる因果関係の判定のあり方をめぐる議論を取り上げ、判例や学説の議論のあり方を分析した。同報告においては、因果関係概念を法的な概念として理解する近時の日本法における議論状況を横目にみつつ、フランス法において因果関係をどのような視角から把握しようとしているのかを、B型肝炎ワクチン接種による副反応が主張された諸事例及びそれをめぐる法学説の動向を素材として分析したものである。すなわち、科学的不確実性のもとで、一方では因果関係が「法的」な概念であると主張する見解から、これが科学的な裏付けが十分でなくても認定しうるものであるとの主張がなされたのに対して、因果関係はあくまで実際の事象の説明として成り立ちうるものでなければならぬ、すなわち「事実」を描写するものでなければならぬ、という有力な反論が加えられた。このような議論は、因果関係論がどのような機能を担うべきか自覚的な検討を促すものであるといえる（本報告については、同学会の慣例に従い、本研究期間終了後に発行される日仏法学誌上において公表予定である）。

加えて、同報告では十分に検討し得なかったが、隣接諸学における因果関係の捉え方が、法的な因果関係の枠組みの再検討を促しているという状況が現代において生じていることは明らかである。とりわけ、因果関係について蓋然性によってしか判断し得ない（場合がある）ことは、これを法的因果関係の平面でも正面から受け止める必要があることは疑い得ないところであり、

このような観点から、因果関係分割論は再評価の可能性を大いに残すものであるし、かかる議論は同報告が扱ったような医療に関する場面に限られず、様々な展開可能性がありうるが、本研究ではさらなる研究の発展を図るには至らなかった。これは今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Ippei OHSAWA	4. 巻 1
2. 論文標題 La responsabilite civile des <entrepreneurs>; en cas de contamination par la Covid-19	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Les Cahiers Louis Josserand de l'Universite Lyon 3	6. 最初と最後の頁 1-1
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大澤逸平	4. 巻 5
2. 論文標題 判例解説：東京高判令和2・3・4判時2473号47頁 - 同性カップルの関係終了と不法行為責任	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家事法の理論・実務・判例	6. 最初と最後の頁 77 - 86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大澤逸平
2. 発表標題 フランスにおけるB型肝炎ワクチン接種関連訴訟と因果関係論
3. 学会等名 日仏法学会総会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------